



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/Res.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 9 日

Sponsor: Afghanistan, Bangladesh, Burkina Faso, Cambodia, Chad, Chile, Dominican Republic, DR Congo, France, Germany, Ghana, Hungary, Jordan, Kenya, Mongolia, Netherlands, New Zealand, Spain, State of Palestine, Tajikistan, Timor-Leste, and United Kingdom

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程を想起し、

国際刑事裁判所(ICC)の重大犯罪への処罰や被害者救済の過去の活動における国際刑事司法の中心的役割を想起し、

国際刑事裁判所書記局(ICC 書記局)の ICC を支える行政上の働きに好意を示し、

不処罰なき世界の実現に向けた ICC および関連機関の貢献に好意を表明し、

ローマ規程第 17 条及び第 18 条にて確立された国内司法において捜査訴追の能力がない場合または捜査訴追を行う意思のない場合に ICC の管轄権が及ぶという補完性の原則を想起し、

ローマ規程第 86 条にて示されている捜査訴追に関する締約国の協力義務を想起し、

ICC-ASP/24/19 で作成された被害者信託基金(TFV)を想起し、

独立専門家レビュー(IER)の ICC に対する客観的かつ多角的な改革勧告を想起し、

政府開発援助(ODA)、非政府組織(NGO)の活動を想起し、

補完性の原則を尊重し、国家主権とのバランスを保った ICC の介入の重要性を確認し、

ICC が真に裁くべき犯罪とは重大なものであり、国内司法の不足による過度な付託は ICC の真の役割を阻害する可能性があることを認識し、

各国の国内司法の拡充が ICC そして国際社会に対して良い影響を与えると信じ、

ICC の積極的補完性の重要性を強調し、

ICC の実効性は締約国の積極的な協力によって担保されることを再確認し、

発展途上国特に紛争地域では証拠収集が困難であることを再確認し、

デジタル技術の進展がこれまで困難であった捜査への新たな可能性をもたらしていることに留意し、

国際刑事司法への新技術の活用的重要性を強調し、

被害者の救済が国際刑事司法の根幹であり被害者救済能力の早急な強化の必要性を強調し、

ICC の財政的安定は捜査訴追に不可欠であり持続可能な国際司法制度の確立のためには新たな資金源の確保が必要だと強調し、

分担金の支払いは締約国の義務であり,ICC の活動継続のために不可欠なものであると強調し,

分担金の未払いが多く発生していることによって ICC の十分な活動が妨げられていることを残念に思い,

TFV は設立されたものの,実際の活用には様々な問題が残っていることを残念に思い,

ICC で裁かれる犯罪の判決には長い期間がかかり,その間の被害者救済の必要性を認識し,

国連機関,地域機構との協力が捜査,情報収集,司法能力構築などに有益であることを確認し,既存の ICC の権限内での最大限の協力促進を強く望み,

独立した国際司法体制への政治的圧力は ICC の独立性,信頼性を損なう可能性があることに深い懸念を持って言及し,

サイバー攻撃等による ICC 活動への脅威を憂慮し,

未加盟国へのローマ規程普及が国際刑事正義の普遍的実現に不可欠であることを確認し,

ICC が捜査する犯罪の具体的な手続きの公表の重要性を強調し,

非締約国からの ICC への金銭的拠出を歓迎し,

被害者の資産により,海外逃亡など,ICC の捜査訴追に影響を与えている可能性を憂慮し,

1. ICC 書記局に対し,補完性の原則に基づき以下の経済的,技術的支援及びノウハウ提供を締約国に行うことを要請する:
 - a. 国内法整備,
 - b. 司法専門職等の人材育成,
 - c. 電気,道路,インターネットを含む司法運営に関わる最低限のインフラ整備,
 - d. エネルギー,
 - e. 戦地での軍人への教育及び次世代への平和教育,
 - f. 情報管理体制;
2. 主文 1 の支援に関して以下の場合では柔軟な対応を行い,それ以外では締約国からの ICC 書記局への申請,ICC 書記局での妥当性,技術的实现可能性の審査,ASP での承認の 3 つの手順を踏むことを決定する:
 - a. 緊急性が高く,年次会合での承認を待つことができない場合,
 - b. ICC 職員の同時派遣などにより国内での支援使用の公平性が保たれる場合;
3. 支援を受けた締約国に対し,提供された支援の効果などの報告書を ASP に提出することを要請する;
4. 締約国に対し,逮捕状の執行,証拠提供その他の協力義務を積極的に履行しローマ規程を遵守するよう強く促す;
5. 政治,経済的原因によりローマ規程協力義務を果たせなかった国に対し,以下の内容を含む報告書としてまとめ ICC に提出し,次年度 ASP にて非協力体制を貫く場合,インセンティブを与え,さらに次年度の ASP でも非協力的であった場合に適切な制裁を行うことを要請する:
 - a. 義務を果たせなかった原因,

- b. 要請への対応に必要な支援及びその内容,
 - c. 要請への対応に向けた今後の計画及び措置;
6. ICC に対し,主文 5 の報告をもとに,当該国への補償,原因解決などを行い,国際社会全体の課題として受け止め,再発防止に向けて行動することを要請する;
 7. ローマ規程に現職国家元首の免責を認めない,ただし,国内の混乱を防ぐため,逮捕状発行から最大 2 年間の猶予期間を与えるという条文を追加することを決定する;
 8. ICC 書記局に対し,主文 7 の実際の施行によって選挙期間の変更などがあった場合に経済事情を鑑み,支援を行うことを要請する;
 9. 余裕のある締結国に対し,ローマ規程遵守によって経済または政治的制裁を受けた国に対して保証を行うことを要請する;
 10. ローマ規程非締結国の ICC 協力時にインセンティブを与えることを決定する;
 11. ICC 書記局に対し,締約国の自主的かつ積極的な協力を促進するため犯人引渡し,証拠提供などの協力状況を年次報告書としてまとめ,ASP に提出することを要請する;
 12. 主文 11 に関し,ASP において各国の報告書を相互に確認し,優れた取組を共有するとともに,改善が必要な点について建設的な助言を行うことを決定する;
 13. ICC 書記局に対し,締約国,ICC および関連機関との情報共有の強化を目的とし,証拠収集,情報分析を行う国際的な ICC 執行協力ネットワークを作成し円滑かつ安全な情報共有を行えるようにすることを要請する;
 14. ICC 検察局に対し,既存の人工衛星などの最先端技術を利用して証拠収集及び容疑者追跡を行い,技術的能力不足国での調査に使用することで円滑な情報収集を行い締約国の負担を軽減するよう要請する;
 15. ICC に対し,TFV の企業,個人,ODA,NGO などの組織からの寄付を認める制度を作成し財源強化を図るとともに,犯人の資産差し押さえ担当人員を増強するなど,被害者に適切な賠償が与えられるよう要請する;
 16. 締約国及び ICC 書記局に対し,判事検事 ICC 職員に対する政治的,経済的な制裁に対し共通の対応を行い,滞りのない生活のための警備,サイバー対策などを含む支援を行うことを要請する;
 17. ICC に対し IER の勧告を受諾し,継続的な改革を行い以下の成果を締約国会議に提出することを要請する:
 - a. ICC の操作及び地域機構の活動の公平性に関する評価,
 - b. ICC の運営体制及び効率性に関する評価,
 - c. ICC の訴追手続における透明性に関する評価;
 18. ICC に対し,国連機関特に安全保障理事会との協力を強化し国際犯罪への迅速かつ効果的な対応を可能にするよう要請する;
 19. ICC に対し,地域機構との対話や協力枠組みを強化し,地域を主体とする国際刑事司法への対応を促進するよう要請する;
 20. 地域機構との協力の連携の中で評価,制度改善を進める「ICC・地域機構合同対話フォーラム」を設立し,地域機構等による年次会合と提言書作成を行い,事後報告としてフォーラム運営と提言のフォローアップを実施することを決定する;
 21. ICC に対し,非締約国へのローマ規程普及などを通じた柔軟な協力を進めることを促す;

22. 締約国に対し、財政の分配が各国の政治的な意向によって左右されることなく公平に配分することを要請する;
23. 「逃亡被告資産凍結協力制度」を創設することを決定する;
24. 主文 23 の制度に関して、金融機関等と連携して資産、インターネット、サービスの調査を行い、資産凍結と加盟国間の情報共有を行うことを決定する;
25. ICC 事務局に対し、主文 23 の制度の持続的、公平な実施のための共通ガイドライン、研修、年次レビューの制度作成を要請する;
26. 締約国の任意拠出等を財源とし、捜査・証拠分析・証人保護・能力構築に活用するための以下を目的とした「ICC 独立基金」の創設を決定する:
 - a. 政治的制裁及び脅迫を受けた ICC の判事及び検察官を支援するため,
 - b. 経済的な理由で ICC の逮捕・引き渡しへの対応が困難で、報告書において「支援が必要」とされた国を支援するため,
 - c. 国内司法整備に支援が必要な国を支援するため,
 - d. 大国からの経済的制裁を受けている小国を保護するため,
 - e. ICC による司法手続の実施に伴う行政・司法上の負担に直面する国を支援するため,
 - f. ICC の財政的・制度的独立性を保護するための資金を確保するため;
27. 主文 26 の基金の透明な運営と年次監査を実施するための監査委員会を設置することを決定する;
28. ICC に対し、ローマ規程及び補完性の原則に基き、ICC の管轄対象となる犯罪について、捜査及び司法手続におけるガイドラインを策定することを要請する;
29. 地域機構に対し、ICC の履行支援及び国際刑事責任の実効性を強化するため、以下の役割を果たすことを奨励する:
 - a. 捜査能力及び証拠収集に関する技術的支援の仲介を行うこと,
 - b. 司法能力向上及び関連活動に対する資金的支援の仲介を行うこと,
 - c. 情報共有及び協力体制の構築における仲介的役割を果たすこと;
30. ICC に対し各国又は地域機構に対して、ICC の判事、検察官に対し、経済的・政治的圧力を加えた国に以下のことを要請するよう要請する:
 - a. 圧力を加える決定または法令等を、すべて無効化する声明,
 - b. 圧力を加えた国又は地域機構、損害賠償;
31. 締約国に対し、ICC の捜査能力強化、証拠収集能力の向上、及び被害者支援を目的とした任意拠出基金への財政的貢献を強く促す;
32. 分担金滞納国に対し、滞納の原因を報告書にまとめ、ASP に提出することを要請する;
33. 今後の会議で ICC への経済制裁に対する対応及び安全保障理事会からの拒否権使用への対応に関する積極的な議論を行うことを決定する。